

【指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年神奈川県条例第38号）関係】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年神奈川県条例第41号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第15条（略） （指定居宅介護支援の具体的取扱方針）</p> <p>第16条（略） （1）～（11）（略） <u>（12） 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）その他の同令又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の規定において作成しなければならないこととされている計画の提出を求めること。</u></p> <p><u>（13）～（25）（略）</u></p> <p><u>（26） 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。</u></p> <p>第17条～第31条（略） （記録の整備）</p> <p>第32条（略） 2（略） （1） <u>第16条第13号</u>に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 （2）～（5）（略） （準用）</p> <p>第33条 前章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、同条第2項中「第4条」とあるのは「第33条において準用する第4条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「（居宅介護サービス計画費）」とあるのは「（特例居宅介護サービス計画費（法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下この</p>	<p>第1条～第15条（略） （指定居宅介護支援の具体的取扱方針）</p> <p>第16条（略） （1）～（11）（略） <u>（新設）</u></p> <p><u>（12）～（24）（略）</u> <u>（新設）</u></p> <p>第17条～第31条（略） （記録の整備）</p> <p>第32条（略） 2（略） （1） <u>第16条第12号</u>に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 （2）～（5）（略） （準用）</p> <p>第33条 前章（第29条第6項及び第7項を除く。）の規定は、基準該当居宅介護支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第21条」とあるのは「第33条において準用する第21条」と、同条第2項中「第4条」とあるのは「第33条において準用する第4条」と、第13条第1項中「指定居宅介護支援（法第46条第4項の規定に基づき居宅介護サービス計画費（同条第1項に規定する居宅介護サービス計画費をいう。以下この項において同じ。）が当該指定居宅介護支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「基準該当居宅介護支援」と、「（居宅介護サービス計画費）」とあるのは「（特例居宅介護サービス計画費（法第47条第1項に規定する特例居宅介護サービス計画費をいう。以下この</p>

改 正	現 行
<p>項において同じ。）」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と、第14条中「前条第1項」とあるのは「第33条において読み替えて準用する前条第1項」と、第16条中「第4条」とあるのは「第33条において準用する第4条」と、「前条」とあるのは「第33条において準用する前条」と、第32条第2項第1号中「<u>第16条第13号</u>」とあるのは「第33条において準用する<u>第16条第13号</u>」と、同項第3号中「第19条」とあるのは「第33条において準用する第19条」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第33条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第30条第2項」とあるのは「第33条において準用する第30条第2項」と読み替えるものとする。</p>	<p>項において同じ。）」と、「居宅介護サービス計画費の額」とあるのは「特例居宅介護サービス計画費の額」と、第14条中「前条第1項」とあるのは「第33条において読み替えて準用する前条第1項」と、第16条中「第4条」とあるのは「第33条において準用する第4条」と、「前条」とあるのは「第33条において準用する前条」と、第32条第2項第1号中「<u>第16条第12号</u>」とあるのは「第33条において準用する<u>第16条第12号</u>」と、同項第3号中「第19条」とあるのは「第33条において準用する第19条」と、同項第4号中「第29条第2項」とあるのは「第33条において準用する第29条第2項」と、同項第5号中「第30条第2項」とあるのは「第33条において準用する第30条第2項」と読み替えるものとする。</p>